

只木ゼミ夏合宿第2問

A市の市長である甲は、A市の大学招致委員会の委員長であったが、A大学建設用の積立資金を保管する収入役の乙と、地元企業のBなどから預かった寄付金50万円を乙がこっそり引き出し、それをA市で一番規模の大きい歓楽街で使おうと計画した。そして、計画当日、乙はその計画を妻である丙に伝え、乙に言われた通り、丙が積立資金をC銀行の口座から引き出し、甲、乙と合流したのち、自らの飲食費や遊興費として費消した。

ただし、同委員会の委託を受けて寄付金の受領・保管などに従事していた者は、収入役の乙のみであり、甲、丙は寄付金を保管する権限を有していなかった。

甲、乙及び丙の罪責を求めよ。

参考判例:最高裁昭和32年11月19日判決刑集11巻12号3073頁

大審院昭和9年11月20日判決刑集13巻1514頁

最高裁昭和27年9月19日判決刑集6巻8号1083頁